

地元水道組合における水質検査基準項目及び検査頻度（小水道）

番号	検 査 項 目	基準値（mg/L）	過去五年間の最大値				基 本 検査頻度	町で定めた 検査頻度	測定箇所及び頻度（回/年間）			設 定 理 由
			屋敷	高立	上大栗	平原			給水栓	浄水場	原水	
基1	一般細菌	100個/ml以下	5	6	0	2	1回/月	1回/月	12			省略不可項目です
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	1回/月	1回/月	12			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/6月	1回/5年	1			安全性を確認するために行います(注1)
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/6月	1回/5年	1			安全性を確認するために行います(注1)
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/6月	1回/5年	1			
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	1回/6月	1回/6月	2			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			安全性を確認するために行います(注1)
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	1.3	1.7	1.1	0.98	1回/6月	1回/6月	2			過去のデータを考慮して行います(注2)
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1回/6月	1回/5年	1			省略可項目です(注4)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1回/6月	1回/5年	1			
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/6月	1回/5年	1			
基15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/6月	1回/5年	1			
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/6月	1回/5年	1			過去のデータを考慮して行います(注2)
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			※b 省略可項目です(注4)
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基21	塩素酸	0.6以下	0.31	0.46	0.17	0.33	1回/3月	1回/6月	2			
基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/6月	1回/5年	1			
基23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/6月	1回/5年	1			
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基26	臭素酸	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基27	総トリハロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/6月	1回/5年	1			
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			
基30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/6月	1回/5年	1			

番号	検 査 項 目	基準値 (mg/L)	過去五年間の最大値				基 本 検査頻度	町で定めた 検査頻度	測定箇所及び頻度(回/年間)			設 定 理 由
			屋敷	高立	上大栗	平原			給水栓	浄水場	原水	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	1回/6月	1回/5年	1			
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1回/6月	1回/5年	1			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	1回/6月	1回/5年	1			
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1回/6月	1回/5年	1			
基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1回/6月	1回/5年	1			
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4.4	5.1	4.9	2.3	1回/6月	1回/5年	1			
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/6月	1回/5年	1			
基38	塩化物イオン	200以下	1.6	2.3	1.9	1.5	1回/6月	1回/6月	2			省略不可項目です
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	49	97	44	52	1回/6月	1回/5年	1			省略可項目です(注4)
基40	蒸発残留物	500以下	95	125	89	74	1回/6月	1回/5年	1			
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1回/6月	1回/5年	1			
基42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時期に 月1回以上	原因菌類発生時期に 月1回以上	※a	※a	※a	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時期に 月1回以上	原因菌類発生時期に 月1回以上				
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/6月	1回/5年	1			
基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/6月	1回/5年	1			省略不可項目です
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0以下	0.3	0.3	0.3	0.3	1回/6月	1回/6月	2			
基47	PH値	5.8以上～8.6以下	8.1	8.1	7.7	8	1回/6月	1回/6月	2			
基48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	1回/6月	1回/6月	2			
基49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	1回/6月	1回/6月	2			
基50	色度	5度以下	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	1回/6月	1回/6月	2			
基51	濁度	2度以下	0.2	<0.1	<0.1	0.3	1回/6月	1回/6月	2			水道法における検査頻度の判断方法から検査頻度を減らします
基52	PFOS及びPFOA	0.00005以下					1回/3回	1回/年	1			
毎1	色						1回/日	1回/日	365	365		
毎2	濁り						1回/日	1回/日	365	365		
毎3	消毒の残留効果						1回/日	1回/日	365	365		

(注1) 過去3年間の検査結果(基準値の1/10以下)から、3年に1回以上の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全性を確認するため1年に1回検査します

(注2) 過去3年間の検査結果(基準値の1/5以下)から、1年に1回以上の検査頻度まで省略可能な項目です

(注3) 過去3年間の検査結果から、検査頻度の省略が不可能な項目です

(注4) 群馬県小水道条例施工規則第8条により省略可能な項目です

※a 水源でかび臭が発生するおそれのある期間に行ないます

※b 消毒を行なったときに生成するもので、原水では行ないません